

## 「あうん」 よくある質問 Q&A

### Q1 成年後見制度ってどんな制度ですか？

A1 判断能力が不十分になった方に代わり、後見人が契約事務を行い、安心して生活できるよう支援する制度です。

すでに判断能力が減退した方の後見人を家庭裁判所が選ぶ「法定後見」と、元気なうちに本人が後見人を決めて契約しておく「任意後見」に分かれます。

### Q2 「福祉クラブ生協」や「あうん」は、どんな団体ですか？

A2 「福祉クラブ生協」は日本初の福祉専門生協として1989年に横浜市で設立されました。その後、組合員の要望により、お互いさまのたすけあいという理念のもと傘下に成年後見サポート「W.Co あうん」が2008年に設立されました。

なお本生協は神奈川県在住者を対象としています。

### Q3 あうんの契約の特徴は何ですか？

A3 自由に選べる4つの契約コースを用意しています。

日常生活支援契約は全てのコースに含まれますが、任意後見契約の有無、死後事務委任契約の要否など利用者の希望に応じて最適な契約コースを選ぶことができます。また、契約後に別の契約を追加して契約することも可能です。

### Q4 福祉クラブ生協の組合員にならないとサービスは受けられないのですか？

A4 サービスを利用するには組合に加入する必要があります。

生協はみんなで出資して助け合う組織ですので、ご理解ください。

### Q5 契約後に必要な費用は、どのようなものですか？

A5 定期訪問や日常生活支援サービスの費用がかかります。

その頻度は利用者のご希望に応じて変更できます。月1回程度訪問し、交通費込みで6,500円前後です。訪問や支援を行わない場合、費用はかかりません。

任意後見発効後は、定額の27,500円/月と任意後見監督人への報酬（額は家庭裁判所が決定します）がかかります。

### Q6 契約後、別の契約を追加したり、解約することはできますか？

A6 事情によって契約を解除することは可能です。解約の場合は原則として契約金はお返しできません。なお、預託金の残金は返金します。

契約を追加する場合は、追加契約金や預託金が必要になります。

**Q7 日常生活支援契約を結ぶことで、どのような支援をしてもらえるのですか？**

A7 日常生活支援として定期的な訪問で健康状態を見守りながら、利用者のご希望に応じて契約に定めた範囲の支援を行います。

一方、掃除・洗濯などの日常的な家事については、ケアマネなどと相談の上、専門業者を紹介できます。

**Q8 身元保証契約は、単独で契約できますか？**

A8 施設に入所する際や入院時に身元保証人を求められます。

身元保証人は、連帯保証と共に身柄引受としての役割を担います。万一、施設や病院でお亡くなりになったとき身柄引き取りや遺品受取りが必要になりますので身元保証契約を希望する場合は日常生活支援契約及び死後事務委任契約を併せて契約していただくことを条件にしています。

**Q9 法定後見について相談できますか？**

A9 あうんは現在3件の法定後見を受任しています。

経験に基づき、助言や情報提供することは可能です。まずはご相談ください。

**Q10 担当してくれるのは、どんな人ですか？**

A10 1人の利用者に2名の支援担当者を配置します。

担当者は、高齢者支援などの社会貢献を目指す有志の組合員です。

**Q11 自分が亡くなった後、ペットの世話を誰かに頼みたいのですが？**

A11 あうんはペットの世話はしませんが、保護施設を探すお手伝いなどは可能です。

利用者と相談し、ご希望の方法を探すお手伝いをします。

★詳細については、下記にお問合せください。（電話、メール、Web サイトから）

福祉クラブ生活協同組合 成年後見サポートW.C.あうん  
電話.045-642-3580（直通）Fax.045-547-1414  
E-mail: aun@fukushi-club.net <https://www.aun.gr.jp>